

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 文部科学省

No	6	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他(都市計画税)</u>	
要望項目名	国立大学法人によるPFI事業に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 国立大学法人の施設整備に係るPFI事業（BOT方式）の選定事業者が、政府の補助を受けて選定事業により整備する校舎の用に供する家屋及び償却資産。 ・特例措置の内容 国立大学法人の施設整備に係るPFI事業（BOT方式）の選定事業者が、政府の補助を受けて選定事業により整備する校舎に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1とする。 	
関係条文	地方税法附則第11条第20項、地方税法附則第15条第43項	
要望理由	国立大学の施設に係るPFI事業を実施するに当たり、国立大学が民間事業者に土地を貸付け、民間事業者がBOT方式により国立大学の校地における当該国立大学のための校舎の用に供する施設を整備する場合に課せられる、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1とする特例措置の適用期限を延長することにより、PFI制度の活用を税制面から引き続き支援する。	
減収見込額	(初年度) 50 (平年度) 50 (単位：百万円)	
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・融資、補助金その他 施設整備費補助金
	22年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・国税 ・融資、補助金その他 施設整備費補助金
過去の要望経緯	税制上の特例措置の新設年度：平成16年度、延長年度：平成18年度、平成20年度	
本要望に対応する縮減案		